平成２６年（フ）第５号
千葉県館山市館山992番地の４　西川戸建３号
破産者　諸橋　幸雄
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第１９３号
静岡県浜松市南区高塚町232番地
破産者　有限会社アサヒ造園設計工務
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
三重県松阪市桜町581番地28
破産者　中林　和弘
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第５１号
三重県松阪市深長町618番地５
破産者　片田　元子
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３１９号
川崎市宮前区犬蔵３丁目14番７号
破産者　福島　宣申
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　破産者に対する確定破産債権者がいないので、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会を終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第２０３号
北海道旭川市東光９条６丁目２番16号
破産者　橋本　英彦
1　破産債権の届出期間　平成26年12月26日まで
2　一般調査期日　平成27年１月29日午後１時45分
平成26年11月27日　旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１３８号
大阪府東大阪市西堤本通東１丁目１番１号
破産者　協和エンジニアリング株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年12月26日まで
2　一般調査期日　平成27年１月29日午後３時30分
平成26年11月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７３９号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目６番15号　メゾンクレール302
破産者　横山　薫
1　破産債権の届出期間　平成26年12月26日まで
2　一般調査期日　平成27年２月２日午後３時30分
平成26年11月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４６８号
大阪府東大阪市中新開２丁目６番26号
破産者　明良工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年１月５日まで
2　一般調査期日　平成27年２月26日午後３時30分
平成26年11月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４６９号
京都府木津川市木津川台１丁目22番地５、開始決定時の住所京都府木津川市兜台２丁目１番地１
破産者　池田　勝亮
1　破産債権の届出期間　平成27年１月５日まで
2　一般調査期日　平成27年２月26日午後３時30分
平成26年11月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９０３号
神戸市灘区赤坂通５丁目３番１号
破産者　森國　和子
1　破産債権の届出期間　平成27年１月５日まで
2　一般調査期日　平成27年２月18日午前10時30分
平成26年11月26日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８５号
堺市南区茶山台２―３―６棟　208号室、開始時住所堺市南区三原台３丁35番12号
破産者　妹尾美恵子
1　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
2　一般調査期日　平成27年１月22日午前11時
平成26年11月26日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２２９８号
大阪府吹田市岸部中３丁目22番22号、開始決定時の住所大阪府吹田市岸部中２丁目15番５号
破産者　町屋カフェ太郎茶屋鎌倉千里山店こと　小原　悦嗣
1　破産債権の届出期間　平成27年１月13日まで
2　一般調査期日　平成27年３月２日午後２時30分
平成26年11月27日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第８号
山口県光市虹ケ浜３丁目25番地の６
破産者　有限会社シエロディマーレ
異議申述期間　平成27年１月８日まで
平成26年11月27日　山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第３４８２号
大阪府東大阪市喜里川町10番20号　ビレッジヒル喜里川103号
破産者　児玉　成弘
異議申述期間　平成27年１月14日まで
平成26年11月26日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可決定

平成２６年（フ）第３８号
福岡県筑後市大字鶴田601番地　仁愛荘、旧住所福岡県糸島市井原577番地３
破産者　松﨑　忠篤
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

再生計画認可

平成２６年（再）第１号
島根県大田市大森町イ1688番地２
再生債務者　株式会社セラミカ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　書面による決議によって可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年11月25日　松江地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２５年（再）第９号
名古屋市緑区鳴海町字石堀山13番地　タウン石堀山９棟207号
再生債務者　森　榮三
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成26年11月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再）第５号
大阪府豊中市庄内幸町５丁目10番21号
再生債務者　湯ノ口和彦
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した。監督委員及び管財人はいずれも選任されていない。監督命令の取消決定は確定した。
平成26年11月26日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第６２号
埼玉県鶴ヶ島市富士見１丁目18番15―204号　チサンマンション
再生債務者　田中　修三
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年12月16日まで
4　一般異議申述期間　平成27年１月５日から平成27年１月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部